



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



厚生労働省

平成 25 年 労 使 関 係 総 合 調 査

労働組合活動等に関する実態調査

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

[調査対象組合シール貼付欄]

<p>郵便番号 所在地</p> <p>労働組合の名称</p> <p>都道府県番号 一連番号 産業分類番号 種類</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>	1	2					<p>記入担当者 氏 名</p> <hr/> <p>電 話 ()</p> <hr/> <p>内 線</p> <hr/>
1	2						

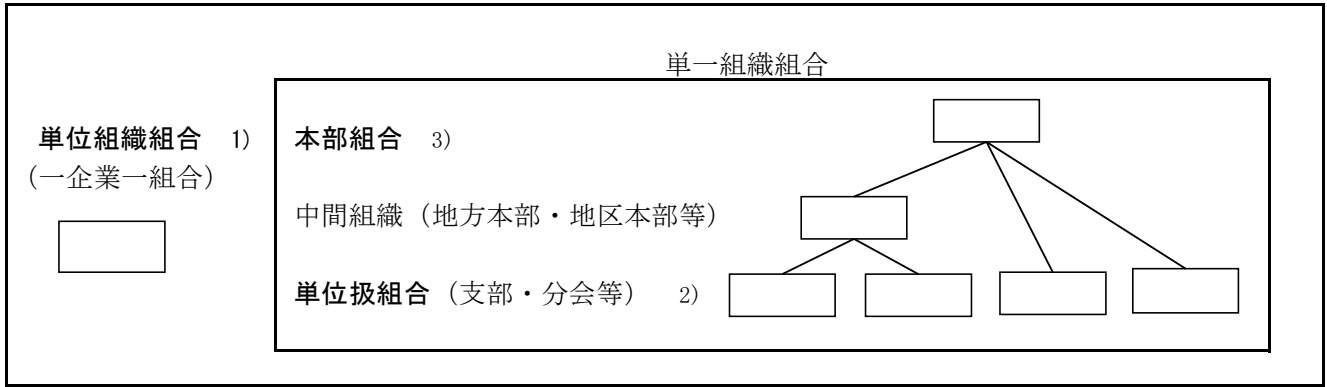
※ 貴労働組合の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですが赤色ボールペン等でご訂正ください。

【記入上の注意】

1. 調査票の記入にあたっては、前頁裏面の**記入要領**を参照してください。1頁の記入要領は、1頁裏面にあります。なお、解説を載せた設問や用語については、表面と、裏面の記入要領双方に 1)、2)などの番号を振り、対応させています。
2. 特に断りのない限り、平成25年6月30日現在の状況について記入してください。
3. 特に断りのない限り、貴労働組合が支部、分会等にあたる場合は、支部、分会等の状況を、本部組合の場合は、本部組合の状況を回答してください。
4. この調査票は、**貴労働組合の種類によって回答箇所が異なります**。調査票右側の表示に沿って回答してください。
5. 回答方法
 - (1) 黒又は青インクのペン、ボールペンで記入してください。
 - (2) 特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○で囲んでください。
回答欄が

1	2	3
---	---	---

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
6. 回答欄の選択肢に適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。
7. 提出期限は **平成25年7月20日** です。
記入が終わりました調査票は、平成25年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所の職員が回収に伺います。郵送で提出する場合には平成25年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所へ返送してください。



- 問 1
- (1)
- 1) 「単位組織組合」
労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいいます。（上図参照）
- 2) 「単位扱組合」
労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合（以下「単一組織組合」という。）のうち最下部組織をいいます。（上図参照）
- 3) 「本部組合」
「単一組織組合」のうち、最上部組織をいいます。（上図参照）
- (2)
- 4) 「労働組合の組織率」
貴労働組合に所属する労働組合員数（貴労働組合が支部、分会等にあたる場合には、その支部、分会等の組合員数。本部の場合は下部組織を含む全組合員数。）を、貴事業所の全労働者数（単位組織組合及び本部組合の場合は、貴企業全体の全労働者数、以下同じ。）で除した割合をいいます。なお、事業所の全労働者数には、管理職、パートタイム労働者、臨時労働者等を含みます。ただし、派遣労働者は労働組合員数からも事業所の全労働者数からも除いてください。
- (3)
- 5) 「正社員」
貴事業所で正社員とする者をいいます。雇用期間の定めがあっても、他の扱いが正社員と何ら変わらない者（勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）等）を含みます。

- 問 3
- 6) 「執行委員」
組合員の選挙等により労働組合の運営にあたっている者で、この名称でなくとも同様の任にあたっている者は、これに該当します。ただし、監査機関の構成員は含みません。

- 問 4
- (3)
- 7) 「チェック・オフ」
使用者が組合員の賃金から定期組合費、臨時組合費、その他労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいいます。

この調査票は、貴労働組合の種類によって回答箇所が異なります。調査票右側の表示に沿って回答してください。

問1 貴労働組合の状況についてお答えください。

(1) 労働組合の種類

①単位組織組合 1) (支部等の下部組織を持たない組合)	1
②支部等の単位扱組合 2) (最下部組織に該当する組合)	2
③本部組合 3) (最上部組織に該当する組合)	3

【単位組織組合】は、
問1から問15までの設問に回答して下さい。
※ 問16は回答不要です。

【支部等の単位扱組合】は、
問1から問10までの設問に回答して下さい。
※ 問11以降は回答不要です。

【本部組合】は、
問1から問6までと、問11から問16までの設問
に回答して下さい。
※ 問7から問10までは回答不要です。

(2) 労働組合の組織率 4)

10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70～90%未満	90%以上
1	2	3	4	5	6

(3) 貴事業所(貴労働組合が本部組合の場合は貴企業全体)には正社員 5) 以外の労働者がいますか。

いる	いない
1	2

問2 貴労働組合では、使用者側との労使関係の維持について、どのように認識していますか。

安定的に維持 されている	おおむね安定的に 維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
1	2	3	4	5

問3 貴労働組合の執行委員 6) は何人ですか。

男	女	計
7	8	9

問4 (1) 組合員1人あたりの平均月間組合費はいくらですか。(百円未満を四捨五入)

約 百円

(2) 組合費等労働組合の徴収金についてチェック・オフ 7) は行われていますか。

定期組合費以外につい ても行われている	定期組合費のみに ついて行われている	全く行われていない
1	2	3

全
組
合
が
回
答

3 頁記入要領

問 5

(1)

8) 「労使協議機関」

経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、労使協議会、経営協議会等の名称で通常呼ばれているものをいいます。

9) 「労働協約」

この調査では、労使間で結ばれる労働条件その他に関する取り決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいいます。どのような名称であってもかまいません。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含みません。労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

10) 「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいいます。ただし、派遣労働者を除きます。

① 貴事業所において、1日の所定労働時間が一般労働者より短い者

② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても1週間の所定労働日数が、一般労働者よりも少ない者

③ 貴事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている者

11) 「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいいます。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員及び嘱託労働者（定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者）を除きます。

12) 「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいいます。

なお、貴事業所の事業内容が派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者の状況について回答してください。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」。

13) 「正社員以外の労働者（派遣労働者 12）を含む）の正社員への登用制度」

有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、期間の定めのない雇用（無期雇用）に転換する機会の提供や、紹介予定派遣（派遣先に正社員として直接雇用されることを前提に一定期間派遣スタッフとして就業する形態）の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進する措置をとる場合を含みます。

14) 「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」

正社員との均衡を考慮した待遇に関することを含みます。

15) 「賃金に関する事項」

賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当、賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額、退職給付に関する事項を含みます。

16) 「福利厚生に関する事項」

例えば、福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含みます。

17) 「正社員以外の労働者（雇用期間の定めのある者に限る）の契約の締結・更新・雇止めに関する事項」

契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項を含みます。

問 6

貴労働組合において、今まで労働者の個別の労働問題がなく、方針も決まっていない場合は「8」に、個別の労働問題はないが方針が定まっている場合は「1」から「7」の該当する番号すべてに○を付けてください。

18) 「労働者の個別の問題」

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、いじめ、嫌がらせ等を含みます。

19) 「貴組合に個別紛争に対する窓口等を設置」

貴労働組合が本部組合にあたる場合、貴労働組合には窓口等を設置していないが、各支部・分会に設置している場合も該当します。

20) 「労使協議制度を通じて関与」

正式な労使協議機関がない場合でも、その取り組みにあたって労使双方で協議するものであれば含みます。

21) 「苦情処理制度」

苦情処理委員会など、労働者個人の苦情を解決するための労使代表で構成される機関により問題を解決します。

22) 「外部機関」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用均等室、労働基準監督署、公共職業安定所等を含む。）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会等を含む。）、裁判所（労働審判制度の利用を含む。）を含みます。

<正社員以外の労働者に関する事項>

※問5(1)は、貴事業所(貴労働組合が本部組合の場合は企業全体)に正社員以外の労働者がいるか否かにかかわらず回答してください。

問5(1) ①から④の設問についてあてはまる事項すべてに○を付けてください。

事 項	①過去1年間に使用者側と話し合いが持たれましたか。持たれた場合は○を付けてください。	②	③	④労働協約9)の規定がありますか。ある場合は○を付けてください。
		①のうち、団体交渉が行われた	①のうち、労使協議機関 8)での話し合いが行われた	
パートタイム労働者 10) の雇入れに関する事項 (雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む)	01	01	01	01
有期契約労働者 11) の雇入れに関する事項 (雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む)	02	02	02	02
正社員以外の労働者(派遣労働者 12)を含む)の正社員への登用制度 13)	03	03	03	03
正社員募集の際の正社員以外の労働者(派遣労働者を含む)への通知	04	04	04	04
正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件 14)	05	05	05	05
うち 正社員以外の労働者の賃金に関する事項 15)	06	06	06	06
うち 正社員以外の労働者の教育訓練に関する事項	07	07	07	07
うち 正社員以外の労働者の福利厚生に関する事項 16)	08	08	08	08
うち 正社員以外の労働者(雇用期間の定めのある者に限る)の契約の締結・更新・雇止めに関する事項 17)	09	09	09	09
派遣労働者に関する事項(受け入れ時における事前協議を含む)	10	10	10	10

12 13 14 15

※問5(2)は、事業所に正社員以外の労働者がいる場合に回答してください。

(2) 正社員以外の労働者には労働協約が適用されますか。正社員以外の労働者のうち、一部の労働者に適用される場合も「1」に回答してください。

労働協約があり、その全部又は一部が正社員以外の労働者に適用される	1
労働協約はあるが、正社員以外の労働者には全く適用されない	2
労働協約はない	3

16

<個別労働問題への取組>

問6 労働者の個別の労働問題 18) に対して、貴労働組合はどう取り組んでいますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

(貴労働組合が本部組合にあたる場合は「全体の状況・方針」について回答してください。)

取 り 組 ん で い る							取 り 組 ん で い な い
各職場毎に職場委員等を設置	貴組合に個別紛争に対する窓口等を設置 19)	上部組織(本部等)に個別紛争に対する窓口等を設置	労使協議制度を通じて関与 20)	苦情処理制度 21)を通じて関与	外部機関 22)や外部専門家を紹介	その他	
1	2	3	4	5	6	7	8

17

③本部組合は6ページ問11へ進んでください。

4 頁記入要領

問 7

(1)

23) 「ユニオン・ショップ協定」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならない協定をいいます。

(2)

24) 「別組合」

貴労働組合と同一事業所の労働者を構成員としているものの、貴労働組合とは別に組織されている労働組合をいいます。

問 8

25) 「パートタイム労働者」

ここでは派遣労働者及び嘱託労働者を除きます。以下、問 9 においても同様とします。

26) 「有期契約労働者」

2 頁裏面の 11) を参照してください。以下、問 9 においても同様とします。

27) 「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者をいいます。

SAMPLE

問 9

(3)

28) 「当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催」

当該就業形態の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者、嘱託労働者）に関する制度、雇用管理方法等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいいます。

以下、問7～問10までは、①単位組織組合と②支部等の単位扱組合が回答してください。

＜労働組合の属性＞

問7 (1) ユニオン・ショップ協定 23) を締結していますか。

締結している	締結していない	18
1	2	

(2) 貴労働組合の所属する事業所には別組合 24) がありますか。

ある	ない	19
1	2	

＜労働組合の組織状況＞

問8 貴労働組合では、下表の労働者に加入資格はありますか。また、実際に組合員がいますか。

区 分	貴事業所に該当労働者がいる			貴事業所に 該当労働者 がいない	
	組合加入資格がある		組合加入資格が ない		
	組合員が いる	組合員は いない			
パートタイム労働者 25) (派遣労働者及び嘱託労働者を 除く)	1	2	3	4	20
有期契約労働者 26) (パートタイム労働者、派遣労働 者及び嘱託労働者を除く)	1	2	3	4	21
派遣労働者	1	2	3	4	22
嘱託労働者 27)	1	2	3	4	23

＜労働組合の組織拡大＞

問9 (1) 貴労働組合では、組合活動の取組の中で、組織拡大について組合活動の重点課題として取り組んでいますか。

重点課題として取り組んでいる	1	24
重点課題として取り組んでいない	2	

(2) 下表の労働者を組織拡大の取組対象としていますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。また、複数の○が付く場合には、「特に重視」欄に最も重視している番号に1つだけ○を付けてください。

	取組対象	特に重視
在籍する組合未加入の正社員	1	1
新卒・中途採用の正社員	2	2
パートタイム労働者	3	3
有期契約労働者	4	4
派遣労働者	5	5
嘱託労働者	6	6

(3) 組織化を進めていく上で、取組対象としている労働者に関してどのようなことに取り組んでいますか。(2)で取組対象として○を付けた労働者について、下表であてはまるものすべてに○を付けてください。

	在籍する 組合未加入 の正社員	新卒・中途 採用の正社 員	パートタイ ム労働者	有期契約労 働者	派遣労働者	嘱託労働者
相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	1	1	1	1	1	1
当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催 28)			2	2	2	
組合員の加入資格の付与			3	3	3	3
組合加入の勧誘活動	4	4	4	4	4	4
労働条件、処遇の改善要求			5	5	5	5
当該労働者個人が加入する労働組合との連携			6	6	6	6
当該就業形態の労働者の雇用(活用)についての労使協議			7	7	7	7
その他[具体的に]	8	8	8	8	8	8

① 単位組織組合と ② 支部等の単位扱組合が回答

問10

(1)

29) 「メンタルヘルス専門の相談窓口の設置」

労働者の心の健康の保持増進のための相談を専門に取り扱う機関を設置していることをいいます。

30) 「メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催」

貴労働組合以外で開催される研修会、セミナー等へ組合員が参加する場合があります。

31) 「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）」

労働安全衛生法に基づき、安全衛生に関する事項を調査審議する委員会をいいます。

32) 「団体交渉」

ここでは、貴労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われているものをいい、上部組織が単独で使用者と交渉を行ったものは含みません。

<労働組合の組織拡大> (前ページからの続き)

※(4)は、(2)で組織拡大の取組対象として○を付けた労働者について、回答してください。

(4) 取組対象としている労働者について、組織化を進めていく上で、現在の問題点は何ですか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

	在籍する組合未加入の正社員	新卒・中途採用の正社員	パートタイム労働者 (派遣労働者及び嘱託労働者を除く)	有期契約労働者 (パートタイム労働者、派遣労働者及び嘱託労働者を除く)	派遣労働者	嘱託労働者
組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない	1	1	1	1	1	1
組織化対象者に時間的余裕が少なく、組織活動が実施しにくい	2	2	2	2	2	2
組織化対象者の組合への関心が薄い	3	3	3	3	3	3
要求内容が正社員の利害と対立する又は対立する可能性がある			4	4	4	4
組合費の設定・徴収が困難			5	5	5	5
その他[具体的に]	6	6	6	6	6	6
特に問題はない	7	7	7	7	7	7
	33	34	35	36	37	38

(5) 組織拡大を重点課題として取り組まない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

ほぼ十分な組織化が行われているため	組織が拡大する見込みが少ないため	組織化を進める人的、財政的余裕がないため	他に取り組むべき重要な課題があるため	その他 [具体的に]
1	2	3	4	5
				39

<メンタルヘルス>

問10 貴労働組合は組合活動としてメンタルヘルスに関しどのような取組を行ってきましたか。また、今後どのような取組を行ってきたいですか。これまで取組を行っていない場合の今後の取組予定も含め、あてはまるものすべてに○を付けてください。

		これまでの取組	今後の取組
取組事項	組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	01	01
	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置 29)	02	02
	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	03	03
	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催 30)	04	04
	メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援 [具体的に]	05	05
	安全衛生委員会(衛生委員会も含む。) 31) の調査審議への参加	06	06
	労使協議機関、職場懇談会等での協議	07	07
	団体交渉 32)	08	08
	その他 [具体的に]	09	09
これまで取組を行っていない		10	
今後取り組む予定はない			10
		40	41

②支部等の単位扱組合は以上で終わりです。

① 単位組織組合と
② 支部等の単位扱組合が回答

6 頁記入要領

問11

- 33) 「退職一時金の年金化」
退職一時金の全部または一部を年金給付(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金等)に移行したものをいいます。
- 34) 「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」
企業型確定拠出年金、確定給付企業年金(基金型・規約型)、厚生年金基金、中小企業退職金共済の導入、移行をいいます。
- 35) 「同意事項」
労使双方が同意しなければ決定できない事項をいいます。
- 36) 「協議事項」
労使の意見の一致をみるように意見交換を行うが、最終決定は経営者が行う事項をいいます。
- 37) 「意見聴取事項」
従業員側に説明を行ったうえで意見聴取を行う事項をいいます。
- 38) 「説明報告事項」
従業員側に説明報告をするだけで意見聴取は行わない事項をいいます。

問12

- 39) 「企業組織の再編・事業部門の縮小等」
企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいいます。

以下、問11～問15までは、①単位組織組合と③本部組合が回答してください。

＜賃金・退職給付制度の改定＞

問11 貴労働組合が所属する事業所では、過去1年間に賃金・退職給付制度の改定が実施されましたか。
また、改定が実施された場合に、改定にあたって、貴労働組合が関与した内容について、内容別に関与の仕方について
あてはまるものすべてに○を付けてください。

事 項	実施された							な実 か施 っさ れ	
	貴労働組合の関与あり								
	労使協議機関で協議した				を団 体 交 渉	そ の 他	の 貴 関 与 働 組 合		
	同意事項 35) として	協議事項 36) として	意見聴取事項 37) として	説明報告事項 38) として					
正社員について									
賃金制度の改定	1	2	3	4	5	6	7	8	42
退職給付算定方法の見直し	1	2	3	4	5	6	7	8	43
退職一時金の年金化 33)	1	2	3	4	5	6	7	8	44
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行 34)	1	2	3	4	5	6	7	8	45
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度	1	2	3	4	5	6	7	8	46
その他の退職給付制度の改定	1	2	3	4	5	6	7	8	47
正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)について									
賃金制度の改定	1	2	3	4	5	6	7	8	48
退職給付制度の導入	1	2	3	4	5	6	7	8	49

＜企業組織の再編等＞

問12 貴労働組合が所属する事業所では、過去3年間に企業組織の再編・事業部門の縮小等(以下、「企業組織の再編等」39)という。)が実施されましたか。また、実施にあたり貴労働組合が関与した場合には、どのように関与したかについてあてはまるものすべてに○を付けてください。

実施された					実施されていない	
関与した			関与しなかった			
労使協議機関で協議した	団体交渉を行った	その他				
1	2	3	4		5	
						50

※ 問13は、問12で1～3のいずれかに回答した(企業組織の再編等に「関与した」)労働組合がお答えください。

問13 (1) 企業組織の再編等について、最初に関与したのはどの段階ですか。

企業組織の再編等の検討に着手した(する)段階	1	51
企業組織の再編等の大枠が固まった段階	2	
企業組織の再編等の詳細が固まった段階	3	
その他	4	

(2) 最初に関与の時期をどのように評価していますか。

適当であった	1	52
もっと早い段階で関与すべきであった	2	

(3) 企業組織の再編等について、労使間で十分な話し合いが尽くされましたか。

十分に行われた	おおむね十分であった	どちらともいえない	やや不十分であった	不十分であった	話し合いが行われなかった	
1	2	3	4	5	6	
						53

※ 問14は、問12で1～4のいずれかに回答した(企業組織の再編等が「実施された」)労働組合がお答えください。

問14 貴労働組合が所属する事業所で企業組織の再編等の実施の際に、人員削減がありましたか。また、貴労働組合は、直接、人員削減の対象者に対する再就職支援(団体交渉等で再就職支援を要求した場合は含まない。)を行いましたか。

人員削減があった		人員削減がなかった	
再就職支援を行った	再就職支援を行わなかった		
1	2	3	
			54

① 単位組織組合と ③ 本部組合が回答

問15

(1)

40) 「債務的部分（規範的部分以外の部分）」

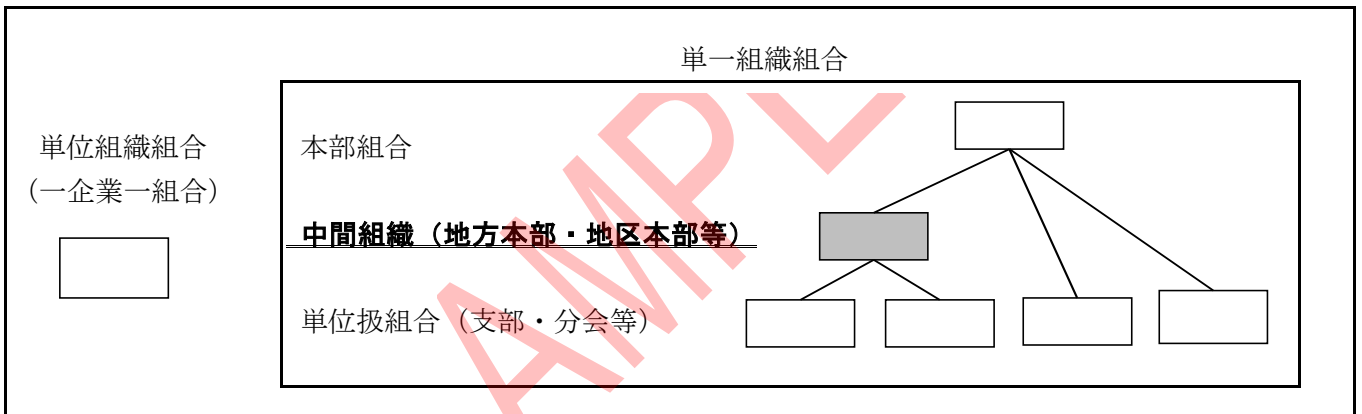
例えば、組合組織に関する事項（非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等）、組合活動に関する事項（就業時間中の組合活動、労働組合の企業施設利用、組合専従者の取扱い、チェック・オフ等）、団体交渉に関する事項（団体交渉事項、団体交渉の手続き・運営、交渉委任禁止等）、争議に関する事項（争議調整、争議行為の予告、争議行為の不参加、争議行為中の遵守事項等）等をいいます。

問16

(1)

41) 「中間組織にあたる労働組合」

労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合（単一組織組合という。）のうち、最上部組織にあたる本部組合と最下部組織にあたる単位扱組合の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいいます。（下図参照）



※ 問15は、問12で 1～4 のいずれかに回答した(企業組織の再編等が「実施された」)労働組合がお答えください。

問15 (1) 企業組織の再編等にあって、**労働協約の承継**について労使間で話し合いが持たれましたか。

労働協約の承継についての話し合いが持たれた		労働協約の承継についての話し合いが持たれなかった	労働協約はない
労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた	債務的部分(規範的部分以外の部分) 40) について持たれた		
1	2	3	4

(2) 労働協約中の次の事項について話し合いが持たれましたか。持たれた事項すべてに○を付けてください。

就業時間中の組合活動	組合の企業施設利用(組合事務所の場合を除く)	組合事務所の供与	組合専従者の取扱い	ユニオン・ショップ	チェック・オフ	団体交渉に関する事項	争議に関する事項	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(3) 話し合いが持たれた事項のうち、労使の合意がなされた事項はどれですか。一部でも合意がなされた事項すべてに○を付けてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

①単位組織組合は以上で終わりです。

問16は、③本部組合が回答してください。

<中間組織に関する事項>

問16 (1) 貴労働組合の配下には、最下部組織に該当する単位別組合との間に中間組織にあたる労働組合 41) がありますか。

ある	ない
1	2

質問は終わりです。

(2)以降の設定問について、該当する複数の労働組合があり、それぞれの労働組合ごとに回答が異なる場合は、多数を占める労働組合について回答してください。

(2) それは、どのような性質の労働組合ですか。

上部組合と下部組合の連絡調整や意見の取りまとめのほか、独自の活動を行っている	1	} (3)へ
主に上部組合と下部組合の連絡調整や意見の取りまとめを行っており、独自の活動は行っていない	2	

(3) その労働組合は、使用者側と話し合いを行う権限がありますか。

話し合いを行う権限がある			話し合いを行う権限がない
団体交渉を行う権限がある	労使協議機関による話し合いを行う権限がある	その他の方法による話し合いを行う権限がある	
1	2	3	4

(4) その労働組合には、労働協約締結権がありますか。

ある	ない
1	2

(5) その労働組合は、組織拡大について活動を行っていますか。

行っている	1	} (6) それほどのような活動ですか。	
行っていない	2		
労働組合のない事業所に対し、労働組合を作るよう働きかける			1
その他			2

具体的にご記入ください。

以上で質問は全て終わりです。調査にご協力いただきありがとうございました。

① 単位組織組合と
③ 本部組合が
回答

③ 本部組合が
回答